

# 役員報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人琴平福祉事業団の役員（職員である役員を除く。）の受ける報酬及び費用弁償の支給方法を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、役員とは次の各号に掲げる者とする。  
（1）役員（理事・監事）  
（2）評議員

## (報酬額及び費用弁償額)

**第3条** 報酬額及び費用弁償額は別表のとおりとする。

## (支払方法)

**第4条** 現金で直接役員にその金額を支給する。

## (改廃)

**第5条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (その他の事項)

**第6条** 社会福祉法人琴平福祉事業団の役員が受ける報酬及び費用弁償に係る庶務は、養護老人ホーム琴平老人の家において処理する。

## 附則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

この規程は、平成13年3月1日から施行する。（第2条の改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。（第2条の改正）

この規程は、平成20年12月19日から施行する。(第2条の改正)

この規程は、平成25年12月13日から施行する。

(第1条、第2条の改正、第3条の削除、第4条→第3条の改正)

この規程は、平成26年12月8日から施行する。(別表)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(別表)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第3条の追加、別表)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

## 別 表

### 役員報酬額及び費用弁償額

役 名	報 酬 額		費用弁償額
理 事 長	理事会・評議員会出席	日額 16,000 円	日額 2,000 円
業務執行理事	理事会・評議員会出席	日額 12,000 円	日額 2,000 円
理 事 評 議 監 事 員 事	理事会・評議員会・監事 監査等への出席	日額 6,000 円	日額 2,000 円

役 名	報 酬 額
役 員	その他理事長が必要と認める法人・施設のための出勤 理 事 長 日額 5,000 円 他の役員 日額 3,000 円